

速報！ さくらユウワ通信

キャリアアップ助成金 [平成 28 年 2 月 10 日改正後]

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者（正社員待遇を受けていない無期雇用労働者を含む。以下「有期契約労働者等」という）の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、これらの取組を実施した事業主に対して助成をするものです。本助成金は次の 6 つのコースに分けられます。

※助成額は、中小企業の額（この助成金での「中小企業事業主」の範囲が御座います。）

1. 有期契約労働者等の正規雇用等への転換等を助成する「正規雇用等転換コース」

有期契約労働者等を「正規雇用等に転換」または「直接雇用」した場合。

- ①有期→正規：1人当たり 60 万円
- ②有期→無期：1人当たり 30 万円
- ③無期→正規：1人当たり 30 万円

※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、1人当たり 30 万円加算

※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者雇用促進法に基づく認定事業主が 35 歳未満の者を転換等した場合いずれも 1人当たり①10 万円、②③5 万円加算

2. 有期契約労働者等に対する職業訓練を助成する「人材育成コース」

有期契約労働者等に「一般職業訓練 (Off-JT)」、「有期実習型訓練 (「ジョブ・カード」を活用した Off-JT+OJT)」、「中長期的キャリア形成訓練 (専門的・実践的な教育訓練) (Off-JT)」、「育児休業中訓練 (Off-JT)」を行った場合。

・Off-JT 《1人当たり》

賃金助成：1時間当たり 800 円

経費助成：

①一般職業訓練、有期実習型訓練、育児休業中訓練（育児休業中訓練は訓練経費助成のみ）最大 30 万円。

②中長期的キャリア形成訓練（有期実習型訓練後に正規雇用等に転換された場合）最大 50 万円

※実費を限度

・OJT 《1人当たり》

実施助成：1時間当たり 800 円

3. 有期契約労働者等の賃金テーブルの改善を助成する「処遇改善コース」

すべてまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金テーブルを改定し、2%以上増額させた場合。

①すべての賃金テーブル改定

：1人当たり 3 万円

②雇用形態別、職種別等の賃金テーブル改定

：1人当たり 1.5 万円

※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり 20 万円加算

4. 有期契約労働者等に対する健康診断制度の導入を助成する「健康管理コース」

有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上実施した場合、1事業所当たり 40 万円。

5. 有期契約労働者等の多様な正社員への転換等を助成する「多様な正社員コース」

有期契約労働者等を「多様な正社員に転換」または「直接雇用等」。多様な正社員を「正規雇用労働者に転換」。正規雇用労働者を「短時間正社員に転換」または「短時間正社員を新たに雇入れ」した場合。

①有期→多様な正社員（勤務地・職務限定、短時間正社員）：1人当たり 40 万円（30 万円）

②無期→多様な正社員：1人当たり 10 万円

③多様な正社員→正規：1人当たり 20 万円

④正規→短時間正社員、短時間正社員の新規雇入れ：1人当たり 20 万円

6. 短時間労働者の週所定労働時間を社会保険加入ができるよう延長することを助成する「短時間労働者の週所定労働時間延長コース」

有期契約労働者等の週所定労働時間を 25 時間未満から 30 時間以上に延長した場合、1人当たり 10 万円。

（注）助成金の活用にあたっては、事前に「キャリアアップ計画」（労働組合等の意見を聴いて作成）等を作成し、提出することが必要です。なお、すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。ご不明な点については、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせ下さい。

[池松 孝倫]